

平成17年 2 月 11日

鴨川市条例第132号

○鴨川市企業等誘致に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の経済を振興し、産業の発展に寄与する工場、学校等の教育施設、遊園施設及びゴルフ場等の事業場(以下「企業等」という。)の新設、拡充を行う者に対し、奨励措置を講じるほか、企業等の誘致による地域経済の振興を促進させるために、総合的な調査、研究を行い、もって市勢の進展を図ることを目的とする。

(奨励措置)

第2条 市長は、次条の規定により指定する企業等の経営者に対し、次の奨励措置を講ずることができる。

- (1) 企業等に対する固定資産税収納額に相当する額の範囲内での奨励金の交付
- (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定による固定資産税の免除

(指定)

第3条 企業等の指定を受けようとする者は、企業等の新設又は拡充につき、あらかじめ市長に申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認められるときはこれを指定するものとする。

(指定の基準)

第4条 前条の規定による指定の対象となる企業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準を満たすものでなければならない。

- (1) 企業等の新設 投下固定資産総額が5億円以上であって、常時使用する従業員数が50人以上であること。
- (2) 企業等の拡充 投下固定資産総額が5億円以上であること。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の基準に該当しない企業等であっても指定することができる。

(奨励措置を講ずる期間)

第5条 奨励措置を講ずる期間は、主たる企業等設備の稼働開始の日の属する事業年度から起算して3年以内とする。

2 企業等の建設着手後から、主たる企業等設備の稼働開始に至るまでの期間において固定資産税の賦課をし得る場合は、第2条の例により奨励措置を講ずることができる。

3 市長は、特別の事情があると認めるときは、更に2年を限って第1項の期間を延長することができる。

(奨励措置の取消し又は停止)

第6条 市長は、現に奨励措置を受けている者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消し、又は奨励措置を停止することができる。

- (1) 主たる企業等設備の稼働開始の予定月日が著しく遅延したとき。
- (2) 事業を廃止し、若しくは休止したとき、又は廃止若しくは休止の状況にあるとき。
- (3) 第4条第1項に規定する基準を欠いたとき。

2 市長は、詐偽その他不正の行為により奨励措置を受けた者に対しその指定を取り消し、奨励金の全部若しくは一部の返納を命じ、又は免除していた固定資産税を賦課することができる。

(委員会)

第7条 企業等の誘致に関する事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、鴨川市企業等誘致委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第8条 委員会は、第1条の目的を達成するため、市長の諮問に応じ、次のことを行うことができる。

- (1) 企業等の誘致による地域整備を図るための意見を具申する。
- (2) 企業等の誘致を含めて本市経済の振興を図るために、総合的な調査、研究を行うとともに、必要な条件整備等を市長に提言する。

2 市長は、次に掲げる事項については、委員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 奨励措置を適用する企業等の指定
- (2) 奨励金の額及び固定資産税の免除の決定
- (3) その他この条例の施行に関し重要な事項及びこの条例の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第9条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市議会議員及び識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第10条 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る審議が終了するまでの間とする。

(会議)

第11条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鴨川市企業誘致条例(昭和46年鴨川市条例第69号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。